

れないと解してよいか。

答555 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問123)

**(再生事業者に対する市町村の協力依頼)**

問556 法第20条の2第4項では、市町村は登録廃棄物再生事業者に対して、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができると規定しているが、集団回収に対する協力を含むと解してよいか。

答556 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問124)

**(市町村が協力依頼できる者)**

問557 法第20条の2第1項の登録を受けた者が、産業廃棄物の再生のみを業として行い、一般廃棄物の再生を行っていない場合は、その者は、同条第4項に規定する協力の対象者に該当しないものと解してよいか。

答557 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問125)

**(再生事業者の事業計画)**

問558 規則第16条の3第1号の事業計画の概要には、再生しようとする廃棄物の種類、年間再生予定量、再生品の種類と販売先を記入させることとしてよいか。

答558 差支えない。(平4.8.31衛環245問126)

**(再生事業者の登録申請の添付図面)**

問559 規則第16条の3第2号で定める図面は、再生の事業の用に供する施設についてのみ添付すれば足りると解してよいか。

答559 お見込みのとおり。なお、事業の用に供する施設の構造を明らかにする写真等をもって代えることも可とする。(平4.8.31衛環245問127)

**(公安委員会への協力)**

問560 法第20条の2の運用について、古物営業法の適正な観点から都道府県公安委員会から照会等があったときの対応は。

答560 可能な限り協力することとされたい。(平4.8.31衛環245問128)

**(古物商からの再生事業者の登録申請と公安委員会への対応)**

問561 都道府県知事が金属くず回収業者から廃棄物再生事業者の登録の申請を受けたとき、都道府県公安委員会との関係で注意すべき事項はあるか。

答561 都道府県公安委員会に対し、当該申請者の氏名、住所等を速やかに通知するとともに、登録に関する意見があった場合には適切に対応されたい。(平4.8.31衛環245問129)

## 第14節 その他

**(廃棄物運搬時の災害発生)**

問562 特別管理廃棄物の運搬等において災害が発生し、警察官の協力を求める必要が生じた場合、どうすればよいか。

答562 遅滞なく、災害が発生したことを警察官に届け出るとともに、警察官の活動に協力することとされたい。(平4.8.31衛環245問135)

### (関係行政機関の範囲)

問563 法第23条の5に規定する関係行政機関の範囲とは。また、求めることができる照会や協力の内容を示されたい。

答563 関係行政機関としては、例えば、警察、海上保安庁、他の都道府県、市町村等を想定しており、求めることができる協力等としては、例えば、許可に際して必要な情報の照会や、不法焼却、不法投棄による支障発生の防止のため不法投棄監視やパトロールの実施への協力を求めること等を想定しているが、法の実施に必要なあらゆる照会、協力を求めることが可能である。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

## 第15節 ダイオキシン類対策特別措置法関係

### (排ガス測定と廃棄物の燃え殻及びばいじん測定の時期)

問564 ダイオキシン特別措置法第28条第2項の「併せて」の意は、排ガスを測定した際に焼却していた廃棄物の燃え殻、及びばいじんを測定することと解釈してよろしいか。

答564 この「併せて」の意は必ずしも、排ガスを測定した際に焼却していた廃棄物の燃え殻、及びばいじんを測定しなければならないとの意ではない。よって、時期が離れていることをもって、法28条第2項に違反していることとは明確には言えない。しかし、排ガスの測定日とばいじん等測定日が半年も離れていることは望ましくないため、できるだけ同時に測定をされたい。(平12.1.27本県聴取)

### (ばいじん等の処理物の測定)

問565 「ばいじん等」を処理している場合には、その処理された処理物を測定することと解釈してよろしいか。

ダイオキシン類対策特別措置法(以下「特措法」という)第28条第2項に基づく測定は「ばいじん等」を処理している場合については、その処理された処理物について測定することと解釈してよろしいか。また、処理する前「ばいじん等」を測定することが、不適當であると判断される理由は。

答565 特定施設が設置されている事業場内において、ばいじん等を処理する場合は、処理したものについて測定し、処理前のばいじん等の測定は必要ない。ただし、ばいじん等の処理が特定施設の設置されている事業場の外で行われる場合には、事業場から排出される時点でのばいじん等についての測定が必要である。(平12.1.27本県聴取)

特措法第28条において、廃棄物焼却施設設置者に「ばいじん等」に含まれるダイオキシン類濃度の測定義務が規定されている。

一方で、特措法第24条には、「ばいじん等」を処分するためには厚生省令で定める基準以内に処理しなければならないと規定されている。

この厚生省令において、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月厚生省告示第192号)の別表第1に定める方法が、第24条に基づく基準に係る測定方法とされているが、この中で、「ばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。」と規定され